

平成25年 第6回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成25年6月21日(金) 午後2時00分開会
午後4時20分閉会
開催場所 摂津市役所 新館7階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
27	「摂津市社会教育委員委嘱の件」	承認
28	「摂津市公民館運営審議会委員委嘱の件」	承認
29	「摂津市文化財保護審議会委員委嘱の件」	承認
30	「摂津市立温水プール条例の一部を改正する条例原案承認の件」	承認
31	「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」	承認

出席者

委員長	大矢優子	次世代育成部次長		学校教育課長代理	野本憲宏
委員長職務代理者	福元実	兼教育センター所長	若狭孝太郎	児童相談課長代理	
委員	齊藤公男	学校教育課長	岡部寿子	兼家庭児童相談室長	高田邦明
委員	山手知栄子	児童相談課長	谷田学	生涯学習課長代理	
教育長	箸尾谷知也	こども教育課長	小林寿弘	兼安威川公民館長	辻稔秀
		文化スポーツ課長	日垣智之	文化スポーツ課長代理	飯野祐介
教育総務部長	山本和憲	生涯学習課長	柳瀬哲宏	総務課長代理	鈴木誠
次世代育成部長	登阪弘	総務課長	岩見賢一郎	総務課総務係員	関本敏晴
生涯学習部長	宮部善隆	子育て支援課長	木下伸記	総務課総務係員	坂本裕子
		子育て支援課参事	中村実彦		

委員長 ただいまより、平成25年第6回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は齊藤委員ですので、宜しくお願いします
それでは、議案第27号「摂津市社会教育委員委嘱の件」につきまして、生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第27号「摂津市社会教育委員委嘱の件」につきまして、ご説明を申し上げます。

【以下、議案書により説明】

委員長 以上で説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。特に質問がございませんので、議案第27号「摂津市社会教育委員委嘱の件」については承認いたします。

続きまして、議案第28号「摂津市公民館運営審議会委員委嘱の件」につきまして、生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長代理 議案第28号「摂津市公民館運営審議会委員委嘱の件」につきまして、ご説明を申し上げます。

【以下、議案書により説明】

委員長 新任で公募ということですが、応募はどのくらいあったのでしょうか。

生涯学習課長代理 6月1日から6月10日の期間でホームページ・本市広報・各公民館・摂津市役所ロビーにて募集の案内をさせて頂きましたところ、男性2名、女性2名の計4名の応募がございました。論文を提出頂き選考させていただきました。

委員長 他にご意見がございませんので、議案第28号「摂津市公民館運営審議会委員委嘱の件」については、承認といたします。

続きまして、議案第29号「摂津市文化財保護審議会委員委嘱の件」につきまして、ご説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第29号「摂津市文化財保護審議会委員委嘱の件」につきまして、ご説明を申し上げます。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。特に質問がございませんので、議案第29号「摂津市文化財保護審議会委員委嘱の件」については承認いたします。

続きまして、議案第30号「摂津市立温水プール条例の一部を改正する条例原案承認の件」につきまして、ご説明をお願いします。

文化スポーツ課長 議案第30号「摂津市立温水プール条例の一部を改正する条例原案承認の件」につきまして、ご説明を申し上げます。

【以下、議案書により説明】

委員長 以上で説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

委員長職務代理者 利用料金の金額は上がるか、下がるか、また、それは指定管理者の方が料金設定を自由にできるのでしょうか。

文化スポーツ課長 条例で現行料金を上限と定めることとなりますので、利用料金が下がることはありましても、上がることはございません。

委員長 利用者にとってのメリットはどのようなものがありますか。

文化スポーツ課長 利用料金が下がる可能性があること等が考えられます。

委員長 プールの利用時間が長くなることもあるのでしょうか。

文化スポーツ課長 今のところその予定はございません。

教育長 利用料金を上げることは上限を条例で決定していますのでありませんが、業者に利用者を増やすための方策を考案していただき、

例えば様々なイベントの開催や利用時間の拡大等が実現すれば、利用者にとってのメリットになるかと思っております。

生涯学習部長

先ほど利用時間についての議論がございましたが、料金と同様に利用時間につきましても条例で定められております。

これから募集をかけますが、業者によりましては、利用時間を拡大できないかという話もございました。利用時間拡大の検討の際には、第三回または第四回の議会に上程することで、開館時間の変更も可能であると考えております。

委員長

図書館も祭日も開館するようになりましたので、そのように市民が利用しやすくなるのかと思いました。

この件について他に質問がございませんので、議案第30号「摂津市立温水プール条例の一部を改正する条例原案承認の件」については承認いたします。

続きまして、議題第31号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、子育て支援課よりご説明をお願いします。

子育て支援課長

議題第31号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」でございますが、報告事項の(2)、(3)と関連する部分がございますので、一括してご説明を申し上げます。

【以下、議案書により説明】

委員長

以上で説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。この件について質問がございませんので、議題第31号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」については承認いたします。

次に、4. 報告事項(1) 事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

報告事項(1)、事業実施に伴う奨励援助の件につきましてご説明させていただきます。

[事業実施に伴う奨励援助の件について説明あり]

委員長	歴史講演会についてですが、西村了然氏は摂津市文化財保護審議会の学識経験者としてあげられている方の講演会ですね。
生涯学習課長	その通りでございます。文化財保護審議会委員をしていただいております光蓮寺住職、西村了然氏の講演会になっております。
委員長	それは保護審議会とは別ということになるのでしょうか。
生涯学習課長	その通りでございます。
委員長職務代理者	第51回大阪府小学校社会科研究会三島大会ということで、開催場所が茨木市立中条小学校となっておりますが、どのような内容で、どのような発表をされるのか教えて頂けませんか。
学校教育課長	「ともに学び、考え、伝え合う社会科学習の研究実践発表」ということで、本市の鳥飼西小学校の教諭が、研究発表を行うと聞いております。
委員長職務代理者	鳥飼西小学校の先生が、茨木市立中条小学校で授業をされるということですか。
学校教育課長	その通りでございます。
委員長職務代理者	事前準備が大変だと思われませんが、是非頑張ってくださいと思います。
委員長	他に質問はございませんか。特に質問がございませんので、続いて(4)平成25年度5月までの問題行動等件数について、児童相談課長より説明をお願いします。
児童相談課長	報告事項(4)平成25年度5月までの問題行動等件数について、ご説明申し上げます。 [平成25年度5月までの問題行動等件数について説明あり]

教育長

補足として、ご紹介させていただきます。今回の具体的事案を見ていただきましたら、全てB中学校ということになっております。

前回の教育委員会会議の際にも少し話が出ておりました中学校なのですが、昨年度から引き続き厳しい状況が続いております。教育委員会としても指導主事あるいは退職校長等が支援に入らせていただいているのですが、今回改めましてサポートチームを作り、支援に入りたいと思っております。学校の先生方にはさまざまな取り組みをしていただいておりますが、なかなか状況が改善せず、先生方も大変ご苦労されている状況でございます。ですから、やはり教育委員会としても全力でサポートしたいという思いがあり、サポートチームを作って支援に入らせていただくことにしました。

特に少年事件等ですが、様々なケースを経験されている弁護士さんにご協力をお願いすると同時に、スクールソーシャルワーカー、そして必要に応じて摂津警察の方、あるいは吹田子ども家庭センターの方など、外部の専門家にもご協力いただいて、7月3日に学校の先生方と一緒に今後の方針について会議を開催したいと思っております。

2学期に向けて取り組みの方向性や具体的な方策を検討しまして、2学期から人員増強の態勢で、可能な限り学校のサポートをしていきたいと思っております。また活動内容につきましては適宜報告させていただきたいと思っております。

齊藤委員

5の事案において、Dに対し一週間学校に登校させなかったということですが、これは学校での職員会議や生徒指導部会で決定されたものでしょうか、あるいは保護者から自主的に登校を控えたいとの申し出があったからでしょうか。

児童相談課長

保護者の方から、少し頭を冷やし、しっかり反省させる為に一週間登校を控えさせたいと申し出がありました。学校側も保護者の方の思いを尊重し、受け入れたというように報告を受けております。

齊藤委員

1～4の事案において、“家庭でも話をしてもらった”という同じ表現が使われていますが、具体にはそれぞれ異なる対応になっているのでしょうか。

児童相談課長	<p>実際文言としては同様となっておりますが、一旦家庭に連絡して保護者とも十分話をし、保護者の方からも家庭で指導していただきたいというような方向で話をしていると聞いております。</p>
山手委員	<p>学校としては、それぞれのご家庭で受け入れ態勢があり、ある程度お任せできるという判断だったのですか。ご家庭で話をしてもらうことによって、何らかの良い展開を期待できるという思いが含まれているように受け取っているのですが。</p>
児童相談課長	<p>その辺りについては、若干温度差はあろうかと思えます。ただ、学校に対して不信感や不満を持っておられるということではなく、保護者自らが家庭でも話をするという方向で話がなされたと報告を受けております。ただ本当の意味で学校側の思いをご理解いただけたかという点、中には断片的な理解の保護者の方もいるというようには聞いておりますが、その辺りの点も含めて、家庭でも話し合っていた方向にはなったと報告を受けております。</p>
山手委員	<p>教育長がおっしゃる人員増というのは、やはりB中学校ではさまざまな問題があるため、学校の授業をきちんと守るためにも人員増もあり得るということでしょうか。</p>
教育長	<p>昨年度B中学校には、国の緊急雇用の事業を活用し、2名程人員増の配置がなされておりまして、その方々に授業に入れられない子どもの対応をしていただいたことにより、学校側としても非常に助かったということを聞いております。</p> <p>しかし今年度はその緊急雇用事業がなくなったため、同様の役割を担う人員配置がこれまでできておりませんでした。市の予算の問題もありますが、現在財政当局と協議をしておりますので、可能であれば、再度昨年のような人員配置を行いたいと思っております。</p>
齊藤委員	<p>B中学校2年生の男子生徒のことですが、保護者の希望による一週間自宅謹慎ということですが、学校側として出席停止という措置も提案できるケースかと思いますが、このような場合の学校側の対応について教えて下さい。また、その男子生徒が一週間の自宅謹慎を経て、現状どういう状況なのか、再発防止の観点も含め教えてください。</p>

さい。

児童相談課長

5番の案件の生徒についてですが、実は今回具体的な報告にはあげてないのですが、前後して器物損壊など複数件の問題を起こしているということもございました。

そういった経緯を受けて、保護者の方が現状のままで良い方向に向かうのは困難だという判断をされた結果、自宅で過ごす方向を希望されました。学校側から保護者に対して出席停止を積極的に働きかけたのではありません。学校側としては、やはり生徒とよく話しこみ、保護者の話も伺っていく中で、本人に十分反省させたいという思いであったというように聞いております。

そういったことがあり、保護者の方から、生徒自身をクールダウンさせるという意味と、家庭でも話をさせたいという申し出がございましたので、学校側もそれを尊重したと聞いております。

それ以降は、現在のところ問題行動が継続しているということは聞いておりません。

現在はまだそこには至っていませんが、生徒自身もこれまで属していたグループから抜きたいという思いも、この4月以降は持ち始めているようです。生徒自身の心が揺れ動いている状態ですので、今後も注意深く本人とよく話込んでいく方向で取り組んでいるということです。

次世代育成部次長

出席停止の話でございますが、他の生徒の授業を妨害するようなことがあれば、出席停止も考えられます。昨年度、校長から出席停止に関しての相談がございました。保護者と直接相談したケースもございました。出席停止の期間は、その間に担任等が家庭訪問をする、あるいは学校以外の場所で勉強を教えるということも必要になってきます。その生徒の教育権も考えなければなりません。集団から離すことでの改善に向けた対応策ですので、実際に効果が期待できるのか不明であるという学校の判断がございまして、出席停止には至っておりません。

今後選択肢としてゼロではないということではございます。7月から始めます専門家も交えてのケース会議の中で、総合的に判断して、今後出席停止という措置を取る可能性も考えられます。

教育長

補足させていただきますと、ご存じかもしれませんが、次長から説明申し上げました出席停止と、高等学校における停学とはそもそも異なるものです。高等学校の停学は学校長が本人に通告するものですが、義務教育における出席停止とは、学校へ通学させる義務は保護者にありますので、保護者に対して通告することになります。判断についても教育委員会が行うこととなっており、学校長が生徒に対して出席停止を通告するのではなく、教育委員会が保護者に対して通告するということです。しかし、やはり義務教育ですので、その生徒の教育を受ける権利というものもありますし、また登校させないだけで済む問題ではありません。

やはり学校としてはその出席停止終了後、再度その生徒との関係を構築していかなければなりませんし、一律に問題を起こした生徒は出席停止とできるようなものではありません。

やはりそのことも含めますと、出席停止期間中にも学校側は生徒との関係を築いていかなければならず、例えば教諭の家庭訪問や図書館等で個別に学習指導を行う等、サポートが必要になります。そうすると学校側としてもその人員や時間が必要になりますので、その件と先程述べましたように、その出席停止後のその子との関係作り等を考えますと、そう簡単に出席停止という手段が取れないというのが現状だと思っております。そういったことも含めまして次長が申しましたように、どういう方法が一番良いのかということは、弁護士等の意見もおききしながら、今後検討していきたいと思っております。

委員長

B中学校ですが、複数の生徒が問題行動を起こしていますが、それは同じグループの生徒や同じクラスであるという傾向があるのでしょうか。

児童相談課長

やはりそういう問題行動を起こしている生徒が複数いるということは事実です。同じクラスということではなく、同じ学年ではグループ化していることもあります。

委員長

学校としてはそのグループを引き離すなどということは検討されているのでしょうか。

教育長

具体的な改善策は、我々が今後検討していきたいと思っておりますが、グループを解体する等は、実際問題としては必ずしも良い方法ではないと考えております。やはりそのような働きかけを行うと、かえってグループから離脱した生徒が孤立してしまう可能性もあります。やはり生徒たちにとっては、友達ですし、仲間ですから、大人目から見るとマイナスの要素を持つグループに見えていても、彼らにとっては安心できる仲間であったり、クラスメイト以上に仲の良い関係がありますから、グループを解体するということが目的とするよりも、やはりそれぞれのクラスの中で、どう生徒たちを受け入れていくか、結果としてそのようなグループでの行動がなくなっていくのかということを検討すべきだと思います。具体的な方策につきましては、7月3日のケース対応会議後で現状をお聞きした上で、改めて考えたいと思っております。

山手委員

こちらの管轄外になるかもしれませんが、学校で少し荒れた生徒さんについて地域での様子や放課後の様子等は把握していらっしゃるのですか。例えば、校内にいる際と同じように荒れているとか、みんなで集まって何かしているとか。

児童相談課長

どちらかという、地域というより、例えば放課後は校門付近や学校の傍などで集まっているところを、帰りなさいと先生方が指導するというような報告はございますが、付近のどこかの公園等で集まって、問題を起こすという報告はございません。以前お話があったかと思いますが、どちらかという甘えの部分が伺えるのではないかと思います。先生方にかまって欲しいということも考えられるかもしれません。校外での問題行動は現在のところないようです。

山手委員

学校の中でも校門付近に居座ったまま、下校する他の生徒に危害を加えるといったことはないのでしょうか。また、他の生徒には複数人で集まっているだけで威圧感を与えてしまうということはあると思います。

児童相談課長	他の生徒に危害を加えたりはしませんが、威圧感を感じる生徒もいると思います。
次世代育成部次長	<p>2年生ですが、昨年、地域の公園や近隣のお店から苦情が入るたびに指導をして参りました。その結果、一番遊べる場所は学校であると思ったようです。</p> <p>下校中の他の生徒へ威嚇行為をしている等は聞いておりません。職員室に残っている教員に対して声をかけるなど、遊んで欲しい、相手をしてほしいという側面もあるようです。</p>
山手委員	そうなのですか。信頼関係ができていなくて、先生はもう嫌ということではなく、むしろ関わりたいのですね。
次世代育成部次長	<p>昨年度も報告いたしました。例えば昼休みに学校を抜け出してコンビニで買い物をしていた生徒を連れ戻そうと手を軽く引っ張った際に、生徒が、それは体罰だとか叩かれたというような発言をすることもあります。先生は生徒を指導しても、生徒に手を出さないということを逆手に取ると、学校はそういう生徒たちにとって安心且つ安全な場所ということになってしまっており、甘えている側面もあります。</p> <p>ただ、その生徒たちにそのつもりがなくても、校門付近で集まっておれば当然その他の生徒には怖さを感じさせる場合もあると思います。</p>
齊藤委員	4の事案において、Eが天井に穴をあけたという報告がありますが、このような器物破損があった場合は、保護者に対して弁済を求められるのでしょうか。
児童相談課長	その辺りは指導の流れの中で、弁済を求める場合もあると聞いております。
齊藤委員	必ずしも求めないということですね。
児童相談課長	100%求めるということではございません。

委員長	<p>器物損壊については、故意に行ったものと不注意から生じたものが、全てまとめて数字としてあがっているのですが、故意のものとそうではないものが区別できるよう表示していただいた方が、問題行動として分かりやすいと思います。</p>
次世代育成部次長	<p>器物損壊につきましては、整理できております。故意は全てです。故意ではない器物損壊であっても、注意を聞かずに禁止されている行為を行い、その結果ガラス等が破損したというものは件数に含めております。</p> <p>不注意で誤って何かを破損させてしまった場合は件数に含めておりません。</p>
教育長	<p>現在問題行動を起こしている生徒は2年生ということもありますので、まだ学校の中での対応が可能な段階であると思っております。やはり、今後学校側の対応として困難になってくるのは、他校との繋がりが出来てくる場合です。ひとつの学校の指導のみでの対応をはるかに超えてきますので、やはり対応も複雑になり難しいと思います。現状の報告では、まだ学校の方を向いている、登校してくれているという状況ですので、なんとか今の段階で、よい方向に向けていきたいと思っております。そういう意味で、できるだけ早期の対応をしていきたいと考えております。</p>
山手委員	<p>6番目の案件が、今おっしゃったように、C中学校の生徒とE中学校の生徒とに繋がりができており、他校と繋がってしまっているケースなのでしょうか。</p> <p>C中学校の生徒とE中学校の生徒は異なる中学校ですが、その生徒がLINEを介してトラブルになるという新しいケースで、生徒間で暴力行為があったようですが、詳細について教えてください。</p>
児童相談課長	<p>このケースにつきましては、この当事者の生徒が全く知らないところで携帯電話のLINE上でのやりとりの中で、この生徒の名前が出てきたようです。そのことを、この生徒が他者から伝え聞いて腹を立て、ある生徒を追いかけまわし、収まりが付かずに暴れたということでした。本当に興奮してしまい、周囲の教師が止めに入ってもなかなか抑えがきかなかったというケースでした。</p>

現在、携帯電話やインターネット上でのトラブル等さまざまなケースがございまして、自分が当事者になってやりとりしてのトラブル以外に、他の生徒同士のやりとりから発生するケースも出てきています。

山手委員

その生徒さんが腹を立てたのも当然のことだったのかもしれないですね。

委員長

7月3日のサポート支援の会議で、より良い方向性が見出せるようにしたいと思います。

では(5)教育委員会所管施設における指定管理者の募集について、こども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長

[教育委員会所管施設における指定管理者の募集について説明あり]

委員長

今まで外郭団体であったものが公募になるということですが、指定管理者の募集は、いつ頃の予定になりますでしょうか。

こども教育課長

現在、各担当部で募集要項等作成し、選定委員会にかけまして、8月から募集を行い、最終12月の後半には指定管理者が決定する予定でございます。

委員長

では、(6)子ども・子育て会議委員の公募について、こども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長

[子ども・子育て会議委員の公募について説明あり]

山手委員

応募期間が8月1日から16日となっておりますが、8月1日号の広報、ホームページでの掲載となりますと、応募される方への周知徹底の期間として、少し短いのではないかと思います。初めての試みでもありますし、沢山の応募者の中からいい方を選定していただくようすると周知徹底期間の検討も必要ではないかと思います。

こども教育課長	<p>多くの方に応募いただいて、その中でも特に子ども・子育てに関して熱意のある方を人選させていただいて、活発な議論をしていきたいと思っております。応募の動機をご記入いただく600字詰め用の用紙もありますし、募集期間の延長など余裕を持った募集の方法を8月1日の開始時期も含めて検討したいと思います。</p>
委員長	<p>応募しようと思う方が、どのような会議であるのかが、分かりやすい方法で募集されると、より応募者が増加すると思います。</p> <p>ただ単に会議をしますということではなくて、もう少し分かりやすい方法での募集をお願いしたいと思います。</p> <p>では、(7)各課事業日程報告について、総務課長より説明をお願いします。</p>
総務課長	[各課事業日程報告について説明あり]
委員長	この件についてのご質問等ございませんので、次は5.その他に進みたいと思います。
委員長職務代理者	<p>前回質問させていただき重篤ないじめの事案ですが、私は教育委員会から市町村長に報告をするのだと思っていたのですが、各校長から市町村長に報告をするということで、その辺りについて、もう少し教えていただきたいと思います。</p>
児童相談課長	<p>本日の参議院本会議で、いじめ対策推進法が可決成立されたという報道もございましたが、地方公共団体が設置する学校は、いじめの重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならないという文言が第30条に規定されておりますので、学校が地方公共団体に報告するというようになります。</p> <p>教育委員会を通じて、報告するというようになります。</p>
委員長職務代理者	従前と大差はないということですね。
委員長	私からの提案なのですが、6月中旬からの教育委員による学校訪問と、校長先生による学校経営計画の発表をヒアリングさせていただいておまして、8割がた終了しました。

このことについて、各教育委員さんの感想や良かった点や改善すべきだと思われた点等をお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長職務代理者

まず、学校がどのように美しく保たれているのかといったことも含めての学校整備の状況、そこから子どもたちの様子も類推できると思います。実際に子どもたちの授業状況を見た際にも学校の状況がよくわかり、大変よかったと思います。今後も継続していただきたいと思います。

協議の場所に校長先生と教頭先生が出てきておられます。難しい面もあるのかもしれませんが、教務の代表の方に出てきていただくと、学校のカリキュラムのことをもう少し詳しくご説明いただくとか、生徒指導、生活指導担当の方がおられると、もっと掘り下げた協議ができるように思いました。

学校の事情もあるかと思いますが、可能であればそのようなこともできればよいと思います。

校長先生や教頭先生だけではなく、例えば小学校であれば、調理員や他の職員も含め、学校運営に関わるさまざまな方とお話する機会をいただければ、よりよい協議が行えると思います。

委員長

図書室に関しては、読書サポーターの方にお話を伺えると、様子がよくわかりました。

齊藤委員

小中校園の訪問については、公開授業とは異なる視点で学校の環境整備の実態や子どもたちの様子を知ることができ大変参考になりました。授業参観では、授業中の子どもたちの様子とともに、教室の大きさと収容人数による教室環境の状況も知ることができました。また入学後間もない1年生が元気に給食の配膳や掃除をしており、その成長ぶりに驚きました。さらにある学校では、先生方の指導や校務員さんの協力のもとに子どもたちもそのことを理解し、廊下がとてもきれいな状態に保全されていたのには感心しました。

今年度の学校経営に関わるヒアリングでは、各小中学校の校長先生からお話しを伺い、各校における取り組み課題などを理解することができました。一方、本市では中学校ブロックごとの小中一貫教育推進協議会があり、それぞれの目標などを協議しておられるの

で、学校経営に関わるヒアリングにおいても、各中学校ブロックごとにお話を伺えれば、そのブロックの特徴や課題などをより深く理解できるのではないかと思います。

山手委員

学校の様子を見せていただけたことは非常によかったと思います。学校の中をいろいろ歩かせていただいて、先生方は肉体労働だなあと感じました。また授業は立ってなさってますし、生徒さんにも授業の内容にも細やかに気を行き渡らせなければなりませんし、そういう意味での大変さも感じました。

子どもたちの掃除時間や給食の時間に訪問させていただくことが多かったのですが、意外と子どもたちが、雑巾がけや箒での掃除等、家では行わないであろう掃除方法ですが、とても丁寧に掃除している姿を見れてよかったです。

一番良かったのは、クーラーが導入されているということが、大阪の夏の環境にはとても適している勉強もしやすくてよいと思いました。

ヒアリングについては、それぞれポイントを置いている点が異なっていたり特性があったりして、各校一生懸命に取り組んでいただいているという思いがしました。ただ、校長先生方が、緊張している面も見受けられたので、もっとリラックスしてお話できればさらによかったように思います。

お話の中で、摂津市内全域に広がれば良いと思った点がいくつかありまして、先生方の間でそれぞれ共有して実践していただければよいのではないかと思います。

校長先生たちと教育委員会との協働というかたちで今後も取り組んでいきたいと感じました。

委員長職務代理者

学校経営計画と学力向上も含めてお話を伺っておりまして、私が感じましたのは、かつては学校要覧を見せていただきまして、文字を追っているだけとは異なり、直接お話しさせていただくことでこちらからも質問もできますし、非常に良い取り組みだと思っています。市内で全体化されればよいのではないかという協議もできますし、そういう点では非常に良い取り組みが始まったという感想を持っています。

委員長

直接子どもたちの顔を見られる学校訪問というのは、私にとっても、非常に楽しみであり、委員活動の励みになるものでもあります。

山手委員がおっしゃいましたように、校長先生方が緊張して構えてしまっている場面もありましたので、今後はそうではなくて、いい話だけではなく、本音で困っていらっしゃる点もお聞かせいただいで、教育委員会としても協力していければよいと思いました。

プレゼンですが、各校とても一生懸命取り組んでいただいているのですが、先程山手委員もおっしゃいましたように、とてもよい取り組みを行っている学校がありまして、それが市全体に広がればというのは、以前からの摂津市の課題でもありまして、例えば研究授業の発表で大変良いものがありまして、それがなかなか全市に広がらないということがいわれています。

そこに教育委員会が介入しまして、広げていくことができればよいと思います。

例えば三宅柳田小学校が取り組んでいる授業の原則は、「空白の時間を作らない」、「一度に二つのことを説明しない」、「励ます」というもので、この3つはどの学校においても非常に有効だと思しますので、是非広げていきたいと思えます。

また、各校の校長先生がそれぞれプレゼンをなさって、とても上手な先生と、少し分かり辛い点があり、こちらに熱意が伝わってこなかった先生とがありましたが、校長先生自身が、自分の学校をもっとこんな風に良くしたいという熱意がもっと必要だと思えます。

他の先生方にも校長先生の熱意が伝わらなければ、学校は一つになりませんので、もう少し伝え方を検討していただきたいということを感じる場面もありました。

教育長

学校訪問につきましては、従前から行っている事業でありますので、今回いただきましたさまざまなご意見は、また学校側に伝えていきたいと思えます。

経営計画のヒアリングにつきましては、今年度からの取り組みでして、校長も初めてということでご苦労いただいているのではないかと思います。本日いただきましたご意見を踏まえてさらによりよいものになるようにしていきたいと思えます。

東京では学校選択というものが盛んに行われておりまして、校長先生等が、自分の学校に来ていただくために、区民に向けてさまざま

まなプレゼンをされているというようにきいております。私は学校選択については全く考えておりませんが、やはり子どもさんをお預かりするわけですから、小学校では6年間、中学校では3年間、学校長は自分の学校がどのような方向でどのような取組みをしているのかということをごきちんと説明できなければなりません。

このようにお子さんを育てていきますということを、胸を張って校区の方々にお話していただきたいというのが、私の本当の思いであります。

いずれは市全体に広げるということを含め、市民の方に向けて、各校の校長が、私の学校はこのような取組みを行って参りますといえるようになれば良いと思っております。ただ、今年は初めての試みでもありましたので、なかなかそこまでには至っておりませんでした。

今年は各校の校長先生にお一人でお越しただいて、30分ずつプレゼンをしていただきましたが、次回からは例えば自分のプレゼン時間よりも早く来ていただき、前の校長のプレゼンをきくことができるようにすれば、他校の取組みも分かりますので、来年はそのような方法も考えています。

また、校長先生も教育委員さんもお互いに緊張していてマイナスにならないかというご意見もございましたが、これがレイマンコントロールといいますか、教育とは関係のない部分で、市民の目線で学校をご覧いただいている方のご意見だと思います。

やはり学校の中の職員は、どうしても学校目線で物事を判断してしまいがちですから、市民の方がどのように感じておられるのか直接聞く機会がなかなかございませんし、保護者の方はどうしても遠慮なさることも多いですので、保護者とは全く異なる立場で、市民目線でご意見をいただくことは、耳の痛い部分もあるかと思いますが、それは学校をよりよくしていくという部分では必要なことですので、今後のご意見をいただければと思っております。

本日頂戴しましたご意見につきましては、次回の校長会で伝えていきたいと思っておりますので、今後よろしくお願いいたします。

委員長

[評価点検報告書について]

それでは、評価点検報告書について、ご説明をお願いいたします。

教育総務部長

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の書式や内容の修正について検討しておりますので、ご報告をさせていただきます。

資料として平成24年度教育推進プランの冒頭の部分をコピーし、次に、総合計画の概要版の一部を添付しています。そのあとに評価点検報告書（案）、その記載例という順序になっております。

目標値とそれに伴う実績、翌年度の取り組みの方向性の記載をすると、より分かりよいものになろうかと思い、現在検討しています。

昨年度までの評価点検報告書につきましては、教育推進プランの記載に沿った重点事項を表題に、各課が実績報告をさせていただいております。

市の全ての計画の上位計画として総合計画を作成しており、その中で目標とする指標等を記載しております。評価点検報告書につきましても、総合計画の体系図に沿って評価点検ができないかを検討いたしております。

総合計画は基本構想、基本計画で構成されておまして、基本構想については7つの項目に分かれております。主に教育委員会に関する部分は、5項目目の「誰もが学び、成長できるまち」という項目があり、第1章に生涯学習の関係、第2章に就学前学校教育の記載がございます。これに従い、評価点検報告書を作成できないかと検討中でございます。

指標、目標値、達成報告、実績値の数値目標と実績を合わせて、総括的にお示しできるように協議中でございます。

以上、内部検討の流れを報告させていただきました。

生涯学習課長

続いて、私から評価点検報告書について説明させていただきます。総合計画に基本的に沿ったものとして考えております。

文科省事務分担通知によりましても、市で評価を行う際は総合計画の指標を活用しつつ対応すること、という記載がございますので、できる限り総合計画に基づいて検討して参りたいと思っております。

現在、評価点検シートを策定いたしておりますが、他市の様式例等を参考にさせていただきます。現在主流となっております評価点検シート形式で作成させていただきました。

この評価点検シートでございますが、5つの段落に分かれており

ます。

(1) 施策の概要、(2) 指標の目標値と実績値、(3) 単年度施策評価、(4) 施策の展開、(5) 摂津市の特色や、取り組みとして進めて参ります。

(1) 施策の概要につきましては、総合計画の基本計画となっております。10年間同様の内容で、その施策に基づいて10年改革が基本となるものです。

(2) 指標の目標値と実績値でございますが、総合計画の実施計画でございます。市全体として目標を立て、またその実績を記入し、毎年施行管理をしていくものでございまして、数値化された指標となっております。

(4) 施策の展開と(5) 摂津市の特色や、取り組みでございますが、施策の詳細の報告・計画およびそれらの取り組みとなっております。こちらは、施策ごとの項目に対してでございますので、施策によりましては量が多くなるものもあると思います。

戻りまして(3) 単年度施策評価でございますが、摂津市の総合計画では毎年行う実施計画におきまして、施策の評価が現在はございません。やはり評価点検報告書につきましては、施策ごとの評価が必要ということで、総合計画にない独自の項目といたしまして、毎年度評価を行う方向で検討しております。評価項目及び詳細につきましては、現在A・B・C評価となっておりますが、こちらにつきましては現段階では案でございまして、より適切なものとなるよう、今後検討が必要かと考えております。

点検評価シートの説明は以上です。

委員長

総合計画と教育推進プランとはどのようにつながっているのでしょうか。

教育総務部長

現在の評価点検シートについてご了承いただければ、平成26年度の教育推進プランにつきましては、総合計画に沿ったかたちのプランを作成していくこととなると思います。

齊藤委員

ご提案の点検評価シートにおいては、第4次摂津市総合計画(平成23年度～平成32年度)に示された目標や指標だけが記載されていることに疑問を感じます。と申しますのは、子どもたちを取り巻く

様々な状況変化に対応するためには、10年間の長期計画の目標や指標だけではなく、3年～5年間の中期計画における目標や指標も定め、毎年度末に評価点検するのが良いのではないかと考えます。今年度学校経営計画の中にも中期目標が掲げられています。

総合計画も27年度が中間点となります。総合計画は10年の計画ですので、32年度の数値も記載はしておりますが、中期的に27年度の目標値も記載しております。

教育総務部長

齊藤委員がおっしゃいましたように、私どもも10年というのは長いという認識は持っております、やはり5年で見直すというのが現在の基本的な考え方かと思えます。今回27年度の数値も記載されておりますが、現在具体的な数値目標が明記されているのがこの総合計画だけですので、今回はこの総合計画を拠り所とさせていただきます。

教育長

目標と実績値は、一旦このような数値で提示させていただいたほうが、議論していく上で建設的なご議論をいただけるのではないかと考えております。また、この内容につきましては学識の先生にもご意見をいただいて作成しておりますので、アドバイスもさせていただきやすいかと思ひ、可能な限り数値目標を入れていただくようにいたしました。

齊藤委員

数値目標だけでなく、目標を達成するための取り組みや具体例など数値で表されない記述も含めた評価指標も必要ではないかと考えます。また10年間という長期計画だけでなく、例えば平成27年度くらいまでの中期計画であれば、具体的な目標や評価指標が示せるものと考えます。

教育長

こういった取り組みをするかという計画については、最終年度とは別に、間の年度についても具体的な取り組みを記載することは可能であると思ひます。確かに平成32年度の数値目標はあまりにも先過ぎて分かり辛いという点は認識しておりますので、今後、再検討していきたいと思ひます。

教育総務部長

現在市としては、毎年の目標数値は示しております。ただ、総合計画の策定の際には、途中経過ではなく最終の数値を示しております。しかし、別の資料で各年度の目標数値は記載しております。

平成32年度といいますとまだ先のこととなりますので、一旦平成27年度を最終目標以前の第一段階の目標として、最終皆様のご意見で現在検討中の書式がまとまれば、平成26年度の目標値を追加していくことは可能です。

教育長

この件に関しましては、本日ご意見いただいた分を加味したもので再度作成し、個別に送付させていただきまして再度ご意見をいただくということとさせていただきたいと思っております。

総務課長

10月の教育委員会議で、評価点検シートの承認をしていただくというのがこれまでの流れでございますので、8月の教育委員会議で素案を提出させていただきたいと思っております。

委員長

学識の先生にご覧いただくのも夏頃でしたでしょうか。

総務課長

先に学識の先生とのやり取りはさせていただいて、9月の教育委員会の際に、作成方法に関しての意見交換ということで、学識の先生にもご出席いただいておりますのでご意見をいただくという流れでございます。

その時点でほぼ決定いたしますので、8月の教育委員会会議で、お示しし、ご指摘いただいた箇所を修正させていただいたうえで、学識の先生にご覧いただいて、9月の教育委員会議で決定していくこととなります。

昨年同様、今年も選挙の関係で決算委員会がずれ込みますが、例年ですと決算委員会の前までに、市長、議会議員に発送しております。

教育長

8月の教育委員会議までに素案を作成し、教育委員のご意見をいただいておりますので、その後学識の先生にご覧いただくとともにご意見を頂戴して、修正したものを再度教育委員会にかけるとのことですか。

総務課長

はい。そこで修正箇所をご説明させていただいて、ご承認いただくという流れとなります。その後、学識の先生のご意見をいただき、確定させます。

次世代育成部長

学識の先生との意見交換の場を設けさせていただきまして、基本的には、教育委員会で議論をさせていただいたものを、学識の先生の意見を伺って訂正し、最後に、教育委員会と学識の先生にもご出席いただいて懇談会をさせていただきます。

教育長

書式は本日いただいた意見を基に修正し、各教育委員宛てに送付させていただきますので、ご覧いただき次回の定例会前に事前にご意見をいただき、その上で7月の教育委員会議でご覧いただき、そこでご承認いただければ8月の教育委員会議にすすめていくということといたします。

委員長

私が評価点検報告書にこだわっております理由は、内容が非常に分かり辛いと感じていたからです。今回改善を試みた結果、市民の方にとって分かりやすいものとなることが一番重要だと思っております。かえって分かり辛くなるようであれば本末転倒になるので、詳細まですべて記載し過ぎると、分かり辛いこともありますし、複雑な内容であればよいということではなく、当市の教育員会がどのような活動を行っているのかを知っていただけるものになれば良いと思います。

何を行ったかではなく、その結果どのような成果が得られたかを示すことが大切だと思います。

この件に関しましては、改めて時間を設けまして、再度議論させていただきたいと思います。

本日予定されておりました案件はこれで全て終了いたしました。

これをもちまして、第6回教育委員会定例会を閉会します。皆様ご苦労様でした。